

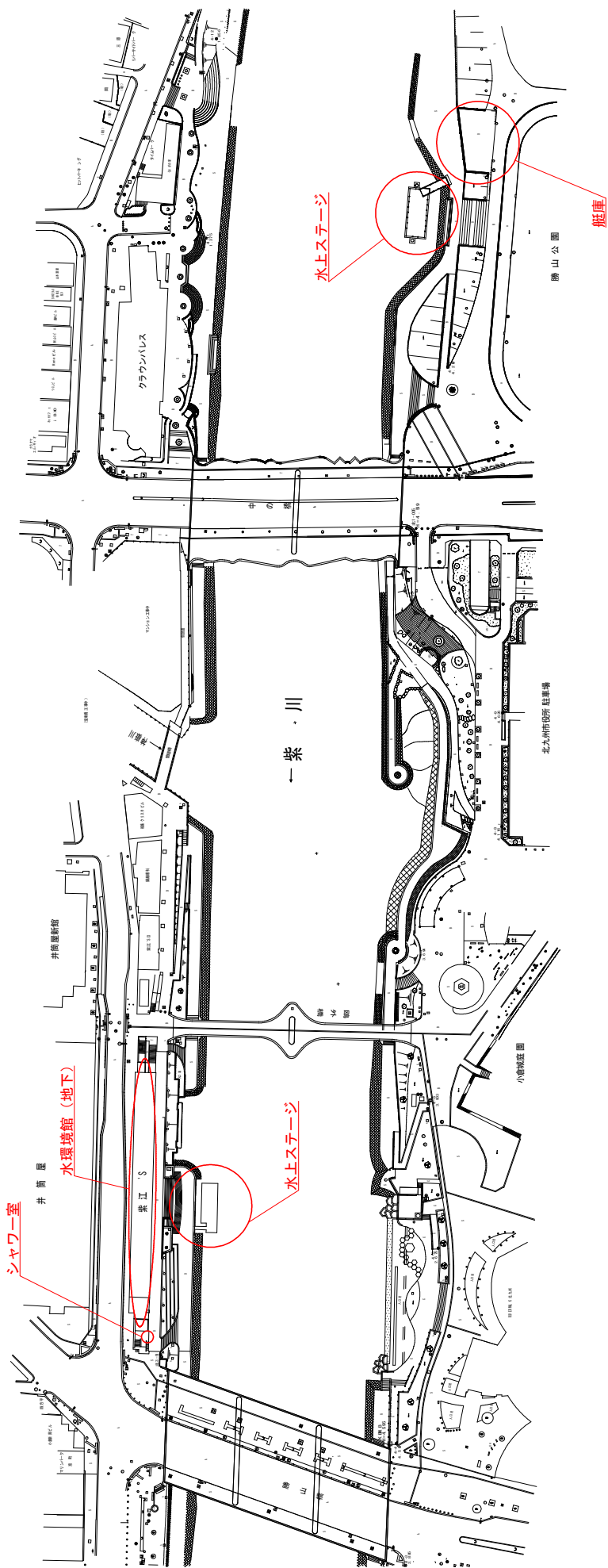
水 環 境 館

指定管理者募集要項

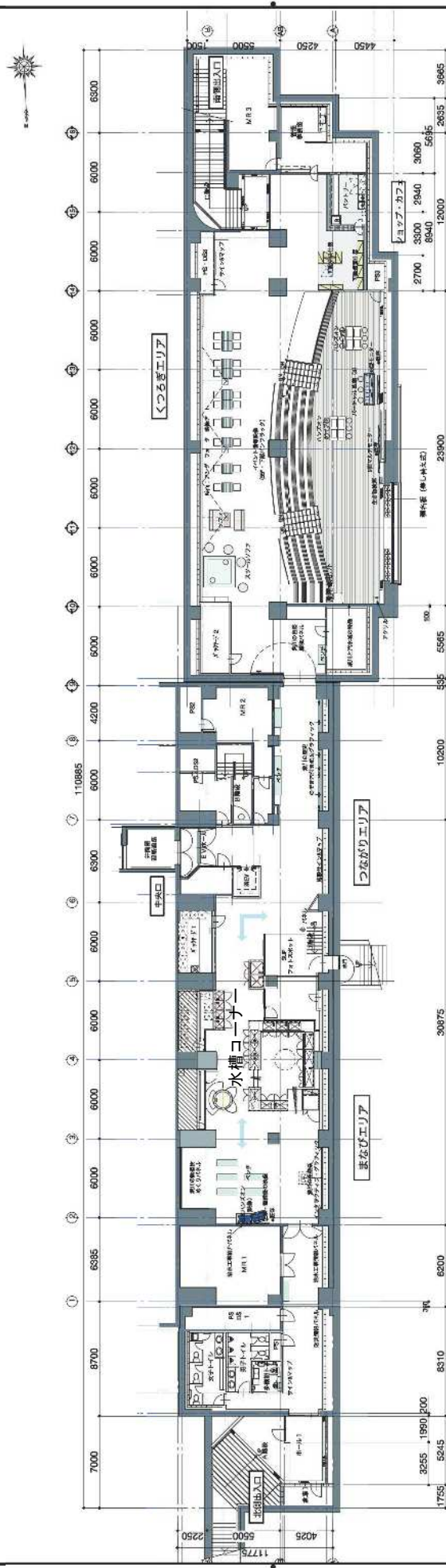
【参考資料等】

- 01 指定管理対象施設 位置図
- 02 水環境館 施設平面図
- 03 施設データ（令和元年度～令和5年度の入館者数及び収支実績）
- 04 施設管理運営要領
- 05 清掃業務仕様書
- 06 警備実施仕様書
- 07 地方自治法（抜粋）
- 08 個人情報保護法（抜粋）
- 09 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（抜粋）
- 10 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）
- 11 都市公園の占用、行為又は有料施設の使用に係る事務取扱要綱
- 12 紫川水上ステージ等 利用基準
- 13 紫川水辺活用推進協議会

【水環境館】 指定管理対象施設



水環境館 施設平面図



※什器等の配置は、現状と異なる場合があります

■「水環境館」入館者数推移表（令和元年度～令和5年度）

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均 ※R2, R3を除く
無料入館者数	182,252	107,100	131,484	189,332	200,306	190,630

※令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、入館者数が減少しています。

■「水環境館」収支実績一覧表（令和元年度～令和5年度）

【収入】

(千円)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
指定管理料	25,049	25,190	24,961	25,024	25,004	25,046
利用料金収入	739	337	970	1,878	1,607	1,106
自主事業	739	337	970	1,878	1,607	1,106
入館料※	0	0	0	0	0	0
合 計	25,788	25,527	25,931	26,902	26,611	26,152

※令和元年度～令和5年度については、指定管理者の提案により、入館料無料となっております。
平成16年度から入館料無料を継続中です。

【支出】

(千円)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
施設維持管理業務 経費	6,871	6,270	6,207	6,604	6,327	6,456
清掃・機械保守 業務	1,679	1,761	1,794	1,713	1,680	1,725
警備業務	165	165	165	165	165	165
建物維持・保守 業務	90	54	255	70	0	94
光熱水費	1,882	2,219	1,688	2,238	2,161	2,038
その他経費	3,055	2,071	2,305	2,418	2,321	2,434
人件費	17,220	16,959	17,398	17,884	17,896	17,471
消費税等相当額	2,127	2,298	2,326	2,414	2,388	2,311
合 計	26,217	25,527	25,931	26,902	26,611	26,238

水環境館 施設管理運営要領

上記の業務については、北九州市を甲、受託者を乙として、次の条項に基づき、業務を遂行するものとする。

第1条 水環境館の管理については、「北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例」等関係規定を遵守しなければならない。

(委託内容)

第2条 本業務委託の主たる業務内容は次のとおりとする。

- (1) 水環境館の総合管理（施設・展示物の保守、管理及び保安）に関すること
- (2) 施設利用の受付及び入館料徴収に関すること
- (3) 入館料減免措置に関すること
- (4) 施設来館者への案内及び説明に関すること
- (5) 展示・イベントの実施に関すること
- (6) 備品等（別表「備品等一覧」に定めるものをいう、以下同じ）、及び展示品の保全・保管に関すること
- (7) 施設の簡易な補修等、施設営繕に関すること
- (8) 市主催のイベントの補助及び視察の対応補助に関すること
- (9) 視察、社会見学等の案内及び説明に関すること
- (10) 水環境館に附帯する施設（水上ステージ・シャワー室・艇庫等）の設備管理・貸出に関すること
- (11) SNSや市政だより等を用いた報告、宣伝に関すること
- (12) 紫川水辺活用推進協議会の会長業務に関すること（管理責任者を充て職とする。）
- (13) その他、甲が指示する事項

(甲の承認事項)

第3条 乙は次の各号に掲げる事項については、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 管理運営の方法に関すること
- (2) 止むを得ない事由による施設の全部又は一部休止するとき
- (3) 施設の模様替え及び補修に関すること
- (4) 備品等以外の物を施設内に配置するとき
- (5) 自主事業の実施に関すること

(報告)

第4条 乙は次の各号に掲げる事項について、その都度速やかに甲に報告しなければならない。

- (1) 施設内で発生した事故、又は不法行為の処理状況
- (2) 施設の利用状況及び入館料の収入状況

- (3) 紫川の水辺空間の不適切な利用の報告及び附帯施設（水上ステージ2箇所、シャワー室及び艇庫等）の不具合等の報告（気づいた時点で報告を行うこと）
- (4) その他、甲が指示する事項

（労務管理）

第5条 乙は業務の適正かつ円滑な管理に必要な業務員を確保し、業務遂行に支障が生じぬよう労務管理に努めるとともに、業務員の業務訓練（災害時の避難誘導含む）並びに安全衛生教育を確実にを行い事故発生の防止に努めなければならない。また、業務員の業務訓練並びに安全衛生教育の実施状況は書面にて甲に報告すること。

- 2 乙は業務員に対し、清潔で統一された、利用者が一目でスタッフと分かる服装を着用させなければならない。

（緊急事態発生時の勤務体制）

第6条 豪雨、台風、地震、その他緊急事態に備えて、乙は勤務時間外においても業務員の非常出勤体制を常に確立しておかねばならない。また乙は、管理する施設の浸水に備えた対応について業務員に熟知させなければならない。

- 2 館内設置のAEDについて、乙は有事の際に使用できるように業務員に安全講習を受けさせなければならない。また乙は、不具合が生じないように定期的に点検をしなければならない。

（施設の使用）

第7条 乙は業務遂行上、必要な館内の施設（備品等を含む）を無償で使用することができる。ただし、使用する際には、最善の注意をもって使用しなければならず、備品等と乙の所有物とを明確に区別して管理すること。

- 2 電話料金、光熱水費等の経費については乙が支払うものとする。なお、平成12年2月締結の水環境館協定書（市と株井筒屋が締結）に基づく事項は除く。

（保守点検）

第8条 乙は施設内を常に清潔に保ち、施設設備及び展示機器を常に万全な状態とするため、適切に保守点検を行わなければならない。また、保守点検の実施にあたっては来館者の支障とならぬよう配慮するとともに事前に甲に通知し、承認を得た後に実施すること。実施後は、その内容等について書面にて甲に報告すること。

（業務に関する実施方法）

第9条 第2条の業務を遂行する際は次に示す方法によるものとする。

- (1) 管理・保安業務においては、本館の形状を踏まえ適切な人員配置を行うとともに常に施設内を巡回し、展示品のいたずら等をはじめとする毀損・盗難の防止、及び不審者の侵入や館内でのトラブルの発生を防止すること。

- (2) 施設の開館作業は午前10時（開館時間）までに完了するものとし、閉館作業は午後7時（閉館時刻）以降に行うことを標準とする。ただし、上記以外の開館時間の提案が採用された場合は、この限りではない。
- (3) 閉館後に不審者が施設内に侵入しないよう必要な措置をすること。
- (4) 毎月の入館者を乙は甲に対して次の月の月上旬までに報告すること。
- (5) 設備の操作は施設内に備え付けの操作マニュアルを遵守し行うこと。
- (6) 施設内の主な設備の保守点検は次のとおりとする

ア 生態水槽は、日常点検（淡水魚及び機器の状況）のほか、適宜、淡水魚及び機器の知識を有する者が直接点検と水槽の清掃を行うこと。知識を有するものの作業は次に挙げるものである。なお、水槽に補充される魚類は、原則として紫川にて採取されたものとし、生物リストの作成・更新を行うこと。また、飼育する魚種については甲乙協議の上決定するものとする。

- ① 各魚種の魚状チェックを行う
- ② 病魚・衰弱魚の適切な処置
- ③ 病気の根源となる要因の追跡調査・報告
- ④ 水槽内の清掃
- ⑤ 水槽の魚類の補充（必要に応じて実施。バックヤード含む）
- ⑥ 換水作業（状況判断による）
- ⑦ 水温・水質のチェック・管理
- ⑧ ろ過器内のチェックと、ろ材の定期交換作業
- ⑨ 飼育上の諸注意事項についての提案・助言
- ⑩ 自然生態系を十分に理解し、特性と適応条件にあった水槽づくりに努める
- ⑪ 若松産ニッポンバラタナゴ、カゼトゲタナゴ、カネヒラの水槽管理については、魚種ごとに水槽を分けて飼育・繁殖するものとし、他地区産の魚種と決して混合飼育しないこと
- ⑫ その他、緊急な場合の適切な処理

イ コンピューター機器類（パソコン関連、防犯カメラ、映像機器、入場者管理センサー等）は、業務員が行う日常点検のほか、必要に応じて専門業者による保守を行うこと。

ウ 施設内の清掃業務は、別紙「清掃業務仕様書（水環境館）」に基づき適切に実施すること。ただし、来館者に不快感を与えるゴミの付着等の急を要する場合はこの限りではない。

エ 乙は建築物及び建築設備に関して、法令に基づく点検を行うこと。なお、点検項目に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ処理するものとする。また、その結果を甲に報告し、必要により関係官庁へ報告すること。各法令に基づき必要となる点検項目を下記に示す。

1 建築基準法に基づく必要な点検

点検部位		点検項目(代表部分)	点検資格者	点検周期	根拠法令等
建築物 (敷地・構造)	敷地及び地盤	地盤、敷地、堀、擁壁	一級建築士若しくは二級建築士、建築物調査員資格者証の交付を受けているもの	3年以内ごと	■建築基準法 ・法律 第12条第2項・第4項 ・施行規則 第5条の2 第6条の2 ・点検に関する件 (H20国土交通省告示 282、283、285号)
	建築物の外部	基礎、土台、外壁			
	建築物の内部	防火区画、壁、床、天井			
	避難施設等	避難上有効なバルコニー、階段、排煙設備			
	その他	特殊な構造等、避雷設備			
建築設備 (昇降機を除く)	換気設備	機械換気設備 等	一級建築士若しくは二級建築士、建築設備等検査員資格者証の交付を受けているもの	1年以内ごと	
	排煙設備	排煙機、排煙口、自家発 等			
	非常用の照明装置	蓄電池、自家発 等			
	給水装置・排水設備	配管、給水タンク、給水ポンプ、給湯設備、衛生器具 等			

2 その他法令等に基づく必要な点検

点検対象項目	点検対象の例示	点検資格者	点検周期	根拠法令等
消防用設備等	防火対象物に設けられている消防用設備等又は特殊消防用設備等(消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常用コンセント設備等)	消防法施行令第36条第2項に定められた防火対象物(延べ床面積1,000㎡以上の特定防火対象物など)は、消防設備士又は消防設備点検資格者が点検。政令で定められていない防火対象物は、自主点検でもよい。	機器点検 6月に1回 総合点検 1年に1回	消防法第17条の3の3 施行令第36条第2項 施行規則第31条の6 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件 (H16消防庁告示9号)
業務用冷凍空調機器の冷媒漏洩点検	簡易点検 すべての第一種特定製品 定期点検 電動機の定格出力 7.5kw以上の機器	簡易点検 規定なし 定期点検 冷媒フロン類取扱技術者 冷媒空調技士 等	簡易点検 四半期に1回以上 定期点検 3年に1回以上 (電動機の定格出力により異なる)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
ガス湯沸器、ガス風呂釜並びにこれらの排気筒等	ガス湯沸器、ガス風呂釜並びにこれらの排気筒並びに排気筒に接続される排気筒	ガス事業者	40月に1回以上	ガス事業法第40の2 施行規則第107・108条
排水設備の清掃	排水槽、排水ポンプ、排水管 等	規定なし	建築物衛生法では6月以内毎に1回	建築物衛生法施行令第2条第2号 施行規則第4条の3
清掃等及びネズミ等の防除	大掃除 ねずみ等の調査及び防除	規定なし	6月以内毎に1回 (ねずみ等は、調査の結果により防除を行う)	建築物衛生法施行令第2条第3号 施行規則第4条の5
空気調和設備の浮遊粉じん量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流	浮遊粉じん量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流	規定なし	2月以内毎に1回	建築物衛生法第4条 施行令第2条第1号 施行規則第3条の2

オ 本業務を遂行するにおいて必要となる消耗品等（照明灯具、トイレットペーパー、文具等）は乙の負担とする。

カ 水槽内の魚類等は、大切に扱うこと。

キ 施設中央の防水扉について、毎月1回は作動確認を行うこと。

ク 入り口に設置されている自動ドア（2箇所）については、定期的に保守点検を行い、毎月1回は手動で作動確認を行うこと。

ケ 浸水対策施設について、毎年5月末を目処に施設を用いた浸水対策訓練を最低1回行うこと。

コ 観察窓の開閉扉について、年1回は点検およびメンテナンスを行うこと。

サ 館内に設置している AED については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）（平成 21 年 4 月 16 日医政発第 0416001 号・薬食発第 0416001 号）」に基づき、日常点検を実施すること

(7) 乙は年度初めに速やかに法定点検実施計画書（建築物、建築設備等）、施設管理計画書（人員配置、清掃時間等）及び施設設備の保守点検計画書（防水扉・空調機器・貯留ピット・自動ドア等）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（管理責任者の選任）

第 10 条 乙は本業務の管理責任者を選任し、事前に甲に報告しなければならない。
なお、管理責任者の交代を行う場合は、事前に甲に通知し、その承諾を受けなければならない。

（管理責任者）

第 11 条 管理責任者は、水環境館に常駐し、契約書、仕様書等及び業務内容を熟知し、甲との連絡を密に行い、業務員を指揮監督して本業務を適正かつ円滑に遂行し、各施設の機能を確保するとともに業務員の志気向上に努めなければならない。

（来館者の案内及び補足説明）

第 12 条 管理責任者及び業務員は、展示物並びに資料を熟知し、来館者が本館の設置目的を理解出来るよう、案内・補足説明を適切に行わなければならない。

2 視察、社会見学等の来館時は、案内や環境学習の説明等を行わなければならない。

3 視察者の来館時は、必要に応じて、資料配付等の補助を行わなければならない。

（企画展・イベントについて）

第 13 条 下記を目安に、集客のための事業を実施すること。

企画展：年4回程度

イベント：月1回程度

2 乙は前項の事業に関する次年度の年間計画表を作成し、甲に提出する次年度の事業計画書とあわせて提出すること

（紫川水辺活用推進協議会について）

第 14 条 乙は水辺利用者、まちづくり団体、周辺の商業施設者で構成する「紫川水辺活用推進協議会（以下、「協議会」という。）に参加し、関係団体等と連携して紫

川周辺の更なる賑わいの創出を図らなければならない。

2 乙の管理責任者は、協議会の会長職を充て職とする。

(水上ステージ、艇庫等の管理について)

第15条 紫川に設置されている水上ステージ（2箇所）及び艇庫について、乙は利用に関する受付及び鍵の貸出を行うこと。

2 水上ステージ及び艇庫の貸し出し基準は「紫川水上ステージ等 利用基準」に準ずること。

3 艇庫の管理に関して、業務に関する備品等以外の物を補完する場合は、乙は「北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例」に基づく設置許可申請を行い、許可を受けること。また乙は、各施設の設備点検を定期的を実施し、良好な状態の保持に努めなければならない。

4 乙は施設利用者に対し、常に適正な施設利用を行うよう指導しなければならない。特に、艇庫の利用後は、止水板を確実に設置するよう徹底させること。

5 乙は艇庫内に新たに備品等を配置する場合は甲の承認を受けなければならない。

6 市の利用許可を受けたものが親水広場のポンプ室内に保管する用品を使用する場合、乙はポンプ室の鍵の貸出を行うこと。

7 その他、疑義が生じた場合は甲乙協議の上処理するものとする。

(その他)

第16条 本業務の指定管理料により備品等を購入する際は、事前に協議すること。

(協議等)

第17条 非常災害その他特別の事態が発生したとき及びこの本要領に定められていない事項について約定する必要があるときは、甲乙協議の上処理するものとする。

別表 備品等一覧

種類	数量	備考
水生生物展示台	10	備品
水槽	1	備品
タッチプール冷却装置	1	備品
液晶タッチモニター	2	備品
車椅子	1	備品
実体顕微鏡	1	備品
生物顕微鏡	1	備品
図書	1	備品
パーソナルコンピュータ	4	備品
外付けHDD	1	備品
コインロッカー	1	備品
AED	1	備品
ポータブル水質計	1	備品
北側入口掲示板	1	備品
洗濯機	1	備品
救命浮輪	2	備品
PGライトLEDルクスト	1	備品
カヌー(1人乗)	54	備品(44)、消耗品(10)
カヌー(2人乗)	10	備品
Eボート	2	備品
シングルパドル	22	消耗品
ダブルパドル	50	消耗品
ダブルパドル(小)	9	消耗品
SUP	3	備品
ダブルアクションポンプ	2	消耗品
スターシップ(8人乗)	1	備品
ライフジャケット(大人用)	58	消耗品
ライフジャケット(子供用)	80	消耗品
ヘルメット(大人用)	80	消耗品
ヘルメット(子供用)	18	消耗品

※備品及び水辺の活動に関する道具を掲載

水環境館 清掃業務仕様書

1 目的

水環境館館内及び周辺の清掃や害虫駆除等を行うことにより、来館者に不快な思いをさせないことを目的とする。

2 業務内容

(1) 通常清掃

閉館日を除く毎日、来館者に影響の少ない時間帯で、下記の項目を実施するもの。なお、下記の項目は標準とし、より効果的で効率的な提案を妨げるものではない。

- ア 水環境館の床面清掃（ゴミ拾い、モップ掛け）
- イ 公共トイレ（B1F）の清掃及びペーパー等の補充
- ウ 河川観察窓室内側清掃（16.5m²）
- エ ゴミ捨て（常に満杯にならないように注意する）
- オ その他汚れと見受けられる部分の拭き取り
- カ タイル部分等の雑巾掛け
- キ 紫江's、紫江'sⅡの1・2F展望デッキ及びエスカレーター階段部分、建物の周囲のゴミ拾い
※紫江'sⅡのテナント前は除く
- ク 附帯施設（水上ステージ、シャワー室、艇庫）
- ケ 中央防水扉の湧水の処理（月1回程度）
- コ その他、市又は受注者が必要と認める事項

(2) 河川観察窓《河川側》清掃

河川観察窓（16.5m²）の河川側について清掃を行う。また、清掃に併せて、浮遊ゴミ等の回収を行う。実施時期は、7月から9月については週1回以上、その他の時期は、2週間に1回以上とする。

なお、清掃時にアクリル面を傷つけないように注意すること。

(3) タイル床の洗淨清掃

年3回を標準とし、タイル床の洗淨清掃を行う。（時期は協議のうえ、速やかに報告する）

(4) 入口マット取替え

入口マットについては、月1回の頻度で取替えを行う。

(5) 空調機清掃

空調機の内部清掃及び拭き掃除を年6回実施し、吸入口フィルター清掃を毎月実施する。

(6) 害虫駆除

館内の害虫駆除を、年4回実施する。

(7) 貯留ピット点検

年2回、事前協議を行ったうえで、清掃、点検及び調整を行う。ただし、市が必要と認める場合はこの限りではない。

(8) 水生生物管理

週1回を目安に、水槽清掃、魚類のチェック等を行う。
(詳細は、施設管理運営要領を参照のこと。)

(9) 附帯施設（水上ステージ、シャワー室、艇庫）

① 水上ステージ

週1回を目安に施設とその周辺の清掃を行う。特に、大雨などによる河川の増水後は、浮遊ゴミの清掃を行うこと。

② 艇庫

週1回を目安に施設内の清掃及び各設備の点検を行う。

③ シャワー室

使用頻度に応じた清掃を行う。

(10) その他、館長及び職員が必要と認める事項

3 物品

業務に必要なとする用品・消耗品は請負者が負担する。

4 その他

清掃業務（点検業務）の実施計画について、年度初めに市へ提出する事業計画書に記載すること。また、日誌を作成し、現場担当者の確認をその都度とり、その日誌を各月末に発注者に提出し、確認を求めるものとする。

また、点検等の作業についてはその都度、その他の業務については定期的に写真撮影を行うものとする。

なお、点検等の結果、修繕が必要な場合は、速やかに報告を行うこと。

水環境館 館内警備業務仕様書

1 目的

水環境館の防犯対策及び安全対策を施し、水環境館を警備するもの

2 従事時間

午後7時から翌日午前10時まで（水環境館閉館時間中）

※ 開館時間の変更が認められた場合は、この限りではない。

3 業務内容

上記期間内に機械警備を実施する。警備業務用機械装置の機能は下記による。
なお、業務内容に疑義が生じた場合は協議の上決定するものとする。

- (1) 施設のドア及びガラス等の開閉又は破損を感知する機能
- (2) センサーが感知した内容を表示する機能
- (3) 火災発生を感知する機能
- (4) ガス漏れを感知する機能
- (5) 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- (6) 非常通報押しボタンにより非常信号を感知する機能
- (7) 施設内各種設備警報盤と結線し、異常を種類別に監視する機能
- (8) 警備の開始、解除の操作を行う機能
- (9) 基地局に異常等の信号を送信する機能
- (10) 一般公衆回線の断線を監視する機能
- (11) 一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能
- (12) その他、市又は受注者が必要と認める事項

【地方自治法（抄）】

第十四条 （略）

② （略）

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮こ、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第十五条 （略）

② 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

第一百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

第一百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 八 証書及び公文書類を保管すること。
- 九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第百九十九条 （略）

②～⑥ （略）

⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援

助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

⑨～⑫ (略)

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)

第二百二十九条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

5 第二項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に出訴することができない。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3～11 (略)

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(現金及び有価証券の保管)

第二百三十五条の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の

者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。

6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

（私人の公金取扱いの制限）

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをして

はならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を

利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(包括外部監査人の監査)

第二百五十二条の三十七 (略)

2～3 (略)

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるもの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 (略)

(第九十九条第七項の規定による監査の特例)

第二百五十二条の四十二 普通地方公共団体が第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるもの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第九十九条第七項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2～6 (略)

個人情報保護に関する法律（抜粋）

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者当該委託を受けた業務

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例 (抜粋)

(使用又は利用の許可)

第7条 有料施設の使用又は利用をしようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に使用又は利用の許可を行わせる有料施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 有料施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 有料施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、有料施設の管理上支障があると認められるとき。

(許可申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の規定により公園施設を設け、管理し、又は許可を受けた事項を変更しようとする者が提出すべき申請書の条例で定める記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地とする。以下同じ。)
 - イ 設置の目的
 - ウ 設置の期間
 - エ 設置の場所
 - オ 公園施設の構造
 - カ 公園施設の管理の方法
 - キ 工事の実施方法
 - ク 復旧方法
 - ケ その他市長の指示する事項

(使用料)

第10条 都市公園又は公園施設の使用の許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料又は占用料を納入しなければならない。

(利用料金)

第11条の2 別表第1の2の左欄に掲げる有料施設を利用しようとする者は、当該有料施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該有料施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

- 2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表第1の2の中欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第11条の3 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免することができる。

(監督処分)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条の規定による許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反した者
 - (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条又は第7条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 都市公園に関する工事のため、やむをえない必要が生じたとき。
 - (2) 都市公園の保全又は利用に著しい支障が生じたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむをえない必要が生じたとき。

(指定管理者)

第36条 市長は、都市公園(市が設置する公園施設を含む。)、駐車場、自転車駐車場及び自転車貸出し施設(以下「都市公園等」という。)の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該都市公園等の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第36条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該都市公園等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなけ

ればならない。

- 2 到津の森公園、到津の森公園駐車施設、ひびき動物ワールド、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設の指定管理者の指定に係る前項の規定による申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。
- 3 第1項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い都市公園等の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

別表第1(第10条関係)

1 公園施設の設置・管理の使用料

種別	使用料		備考
公園施設の設置	売店及び飲食店	1平方メートル 1月につき	円 200
	その他の施設	1平方メートル 1月につき	100

1 面積が1平方メートルに満たないとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
 2 許可の期間が1月に満たないとき、又は許可の期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
 3 売店（自動販売機に限る。）の設置の許可をする者を公募により決定する場合の当該設置に係る使用料の額は、当該公募により決定された者が当該公募の際に提案した使用料の額（当該額が規定使用料の額に満たないときは、当該規定使用料の額）とする。
 4 使用料は、許可の際納入すること。ただし、許可の期間が1年を超える場合は次年度以降の使用料は、当該年度の4月末日までに納入すること。

別表第1の2(第11条の2関係)

施設の 種類等	金額			備考
	入館料	区分	一般	
水環 境館			小・中学校の児童及び生徒	
		1人1回	150円	70円

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例 施行規則（抜粋）

第1章 都市公園

（有料施設の供用時間等）

第1条 有料施設(次項に規定するものを除く。)の供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

- 2 延命寺臨海公園駐車施設、勝山公園駐車施設、三萩野公園駐車施設、帆柱公園駐車施設、桃園公園駐車施設、大池公園駐車施設及び夜宮公園駐車施設の供用時間、入庫時間及び出庫時間は、別表第1の2のとおりとする。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する有料施設について、臨時に休業日を指定することができる

（指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表）

第16条の2 市長は、都市公園等(条例第36条に規定する都市公園等をいう。以下同じ。)について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第36条の2第2項の場合においては、この限りでない。

（指定管理者の指定の申請の添付書類）

第16条の3 条例第36条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定の告示）

第16条の4 市長は、都市公園等について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

別表第1(第1条関係)

区分	供用時間	休業日	備考
水環境館	午前10時から午後7時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日	<ol style="list-style-type: none">1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。2 市長は、特に必要があると認めるときは、有料施設の供用時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。

都市公園の占用、行為又は有料施設の使用に係る事務取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、都市公園の占用、都市公園における行為、有料施設の使用及び使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、別表第1に掲げる都市ブランド創造局が管理する有料施設の使用及び使用料の減免については、北九州市立スポーツ施設管理要綱の例によるものとする。

(申 請)

第2条 都市公園に係る各種の許可の申請は、次の各号に掲げるところにより行わせるもの（市が主催して行う事業又は行事のために使用するときを含む。）とする。

(1) 有料施設を個人で使用する場合は、口頭

(2) 前号に規定するもの以外は、書面（様式第1号。以下「許可申請書」という。）

2 許可申請書は、都市公園ごとに、かつ、事案ごとに提出させるものとする。ただし、2以上の都市公園において、1箇月以内の同一事案に係る占用及び行為を行う場合は、この限りでない。

3 次の各号に掲げる工作物その他の物件又は施設（以下これらを「長期占用物件」という。）を都市公園に設置する場合の占用の許可の申請については、当該長期占用物件を管理する者に行わせるものとする。

(1) 電柱類

(2) 鉄 塔

(3) 変圧塔

(4) 地下埋設管

(5) 通路、鉄道、公共駐車場、防火水槽、水道施設、下水道施設、変電所その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

(6) 橋、道路及び鉄道で高架のもの

(7) 標 識

4 長期占用物件の設置のための工事のうち、工事期間が4日以上工事のために占用する区域（以下「工事占用区域」という。）の占用の許可の申請については、工事を施行する者に行わせるものとする。

5 長期占用物件の設置のための工事のうち、工事期間が3日以内の工事のために占用する区域に係る占用の許可の申請は、必要がないものとする。

6 前3項に定めるもののほか、都市公園の占用の許可の申請は、占用する者に行わせるものとする。

(許 可)

第3条 都市公園に係る各種の許可は、許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。ただし、有料施設を個人が使用する場合は、この限りでない。

2 次の各号に掲げる場合の占用の許可の期間については、1箇月以内とする。ただし、別に定める「都市公園内における『物品の販売その他営業行為』に関する継続的な許可基準」に基づき許可を行う場合その他市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 業としての写真撮影を行う場合

(2) 募金、物品の販売その他営業行為を行う場合

(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類するものを行う場合

3 街区公園にあっては、長期占用物件及び次の各号に掲げる工作物又は施設のための占用は、これを許可しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 工事用板囲、足場、詰所、その他の工事用施設

(2) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場

4 申請者が、個人利用するときを除き暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」）という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、「暴力団員」という。）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであるときは、市長又は指定管理者は都市公園の占用、行為、又は有料施設の使用等に係る許可をしないものとする。

5 申請者が、暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したときは、第3条第1項の許可を取り消すことができる。

（使用料の算定）

第4条 長期占用物件に係る使用料は、当該工事に着手した日から起算して当該長期占用物件を除却した日までの期間につき算定するものとする。

2 工事占用区域に係る使用料は、次の定めるところにより算定するものとする。

(1) 期間 占用を開始した日から起算して当該占用を終了した日までとする。

(2) 面積 工事占用区域内に長期占用物件が設置されたときは、当該工事占用区域の面積から長期占用物件の設置面積を控除した面積とする。

（使用料の不返還）

第4条の2 既納の使用料は返還しない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料（都市公園法第7条各号に規定する占用は除く。）の全部又は一部を返還することができる。

2 前項ただし書の規定により使用料を返還することができる場合及び返還の率は、別表第2のとおりとする。

3 使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の減免等）

第5条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号。以下「条例」という。）第11条の規定による使用料の減免の申請は、減免申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて提出させるものとする。ただし、市が主催して行う事業又は行事のために使用するときは、この限りでない。

2 市が主催して行う事業又は行事のために使用するときは、使用料は、原則として免除する。

3 延命寺臨海公園駐車施設使用料、三萩野公園駐車施設使用料、帆柱公園駐車施設使用料及び大池公園駐車施設使用料は、減免の対象としない。前項の規定により、市が主催して行う事業又は行事のために使用する時も同様とする。

4 前2項に規定する場合を除くほか、使用料を減免する場合及び減免の率は、次の表のとおりとする。ただし、条例別表第1の3 有料施設の使用料の注書第3項に規定する冷暖房設備又は照明設備その他の電気設備で市長が定めるものに係る使用料は、減免の対象としない。

区分	減免割合
（1）本市の事業と密接に関係する事業で、国及び他の地方公共団体が行う事業又は行事（学校教育法第1条に規定する学校及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設が行うものを除く。）のために使用するとき。	10割
（2）市と共催により使用するとき。	10割
（3）市の後援により使用するとき。	5割
（4）市内の小中学校（特別支援学校を含む。）の児童等が教師等の引率により教育の一環として使用する場合で、減免を行うことが、やむを得ないと認められるとき。	10割。ただし、次の各号に掲げる場合に限り、減免することができる。 ア 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しに占用する場合 イ 占用物件を設けるその他の占用をする場合 ウ 野外音楽堂を使用する場合
（5）市内の幼稚園及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設の園児等が教師等の引率により教育又は事業等の一環として使用する場合で、減免を行うことが、やむを得ないと認められるとき。	

<p>(6) 市内に在住の者で、療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものが使用するとき。(当該手帳を提示して使用の許可を受けた場合に限る。)</p>	<p>共用使用料の10割</p>
<p>(7) 市内に在住の者で、65歳以上のものが使用するとき(公的機関が発行した住所、氏名及び生年月日が確認できる証明書(運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等)を提示して使用の許可を受けた場合に限る。)</p>	<p>共用使用料の7割。ただし、減免後の使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額も免除する。</p>
<p>(8) 市内の公共的団体(注3の第1号から第3号までに掲げる団体に限る。)がその設立目的の遂行のために事業又は行事を行うとき。</p>	<p>10割。ただし、次の各号に掲げる場合に限り、減免することができる。 ア 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しに占用する場合 イ 占用物件を設けるその他の占用をする場合 ウ 野外音楽堂を使用する場合</p>
<p>(9) 市内の公共的団体(注3の第4号に掲げる団体に限る。)がその設立目的の遂行のために事業又は行事を行うとき。</p>	<p>10割</p>
<p>(10) 本市に公園用地を無償で提供する当該公園用地の所有権を有する法人、団体、個人が、当該公園用地を使用する場合で、その使用方法等が公益上相当であると認められるとき。</p>	<p>10割</p>
<p>(11) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p>	<p>市長が相当であると判断する割合</p>

注1 療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が使用するとき、療育手帳の交付を受けた者、身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が、1級から4級までの者に限る。)又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の付添人の使用料は、当該手帳の交付を受けた者と同一に取扱うものとする。

注2 市と共催又は市の後援により使用するとき、減免申請書に共催又は後援していることについて、所管の長の証明を必要とする。

- 注3 この表において、「公共的団体」とは、次の各号に掲げる団体をいう。
- (1) 自治会、子供会、婦人会、青年団、老人クラブその他これらに類するもの
 - (2) 校区会、父母教師会その他これらに類するもの
 - (3) 公園愛護会
 - (4) 設立資金の2分の1以上を市が出資している団体
- 注4 この表の(4)及び(5)に規定する「教師等」とは、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 教師
 - (2) 保育士
 - (3) 児童福祉施設の職員
 - (4) 児童等の保護者
- 注5 この表の(6)及び(7)に規定する「共用使用料」とは、条例別表第1(第10条関係) 3 有料施設の使用料の表に「共用」として規定されている使用料とする。
- 注6 この表において「その他市長が特に必要があると認めるとき」に該当する場合、別途、副市長が決裁を行う。

(法第9条の規定による協議)

第6条 第2条第2項から第4項までの規定は、都市公園法(昭和31年法律第79号)第9条の規定による協議について準用する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日に一部改正し施行する。

(通知の廃止)

次の各号に掲げる通知は、廃止する。

- (1) 使用料等の減免の率等について(昭和47年7月14日付北九建公公第312号)
- (2) 公園施設使用料の減免について(昭和48年5月12日付北九建公公第89号)
- (3) 精神薄弱児(者)療育手帳交付者に対する公園施設使用料の取扱いについて(昭和49年2月25日付北九建公公第694号)

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日に一部改正し施行する。

(経過措置)

2 この改正後の要綱の施行の際、現に存する旧様式による帳票は、当分の間、

これを取り繕って使用することができる。

付 則

この要綱は、平成28年11月1日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、平成29年12月21日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日に一部改正し施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日に一部改正し施行する。

別表 1 (第 1 条関係)

区	公園名	都市ブランド創造局管理施設
門司	大里公園	門司球場、大里柔剣道場、大里プール
	和布刈公園	和布刈塩水プール
	田野浦臨海公園	田野浦庭球場
小倉北	三萩野公園	北九州市民球場、三萩野体育館、三萩野庭球場、三萩野球場
		三萩野少年球場
小倉南	文化記念公園	文化記念プール、文化記念庭球場、文化記念運動場（ナイター利用）
		文化記念公園管理棟
	紫川河畔公園	紫川河畔プール、紫川河畔庭球場
	吉田太陽の丘公園	吉田太陽の丘庭球場
	曾根臨海公園	曾根臨海運動場
若松	ひびきコスモス公園	ひびきコスモス運動場
八幡東	高炉台公園	八幡東体育館、高炉台球場
	桃園公園	桃園球場、桃園運動場、桃園庭球場、桃園弓道場
		桃園市民プール（室内）
八幡西	的場池公園	的場池体育館、的場池球場、的場池弓道場
	本城公園	本城陸上競技場、本城球場、本城運動場
	香月中央公園	香月中央庭球場、香月中央運動場
	大池公園	大池プール
	上津役公園	上津役プール
	木屋瀬公園	木屋瀬プール
	折尾丸山公園	折尾プール
	城山緑地	城山緑地アーチェリー場
戸畑	都島展望公園	都島球場
	岩ヶ鼻公園	岩ヶ鼻市民プール

別表 2（第 4 条の 2 関係）

返還する場合	返還する率
使用者の責任によらない理由により使用できないとき	100分の100
使用者が使用の日前10日までに使用の取り止めを申し出た場合で相当の理由があるとき	100分の80
使用者が使用の日前5日までに使用の取り止めを申し出た場合で相当の理由があるとき	100分の60
その他使用者が使用の中止を申し出て相当の理由があるとき	100分の40

紫川水上ステージ等 利用基準

(趣 旨)

第1条 本基準は、紫川の水上ステージ（紫江’ S 前・勝山公園大芝生広場前）・艇庫（以下「水上ステージ等」という。）の利用について必要な事項を定める。

(水上ステージ等の利用者)

第2条 水上ステージ等を利用する場合、次の各号の何れかに該当する者でなければならない。

- (1) 市が主催する事業に関するもの。
- (2) 市が出資する等の公共的団体に関するもの。
- (3) 市が共催及び後援する事業に関するもの。
- (4) 紫川水辺活用推進協議会の事業に関するもの。
- (5) 地域における祭り、まちの賑わいづくりに関するもの。
- (6) 環境保全、河川愛護、自然保護に関するもの。
- (7) 芸術・文化の振興、育成、継承に関するもの。
- (8) 上記に準ずるもので、市が特に必要と認めるもの。

(付属施設の利用)

第3条 前条の基準を満たす者、並びに隣接する勝山公園の使用許可を受け前条の基準を満たす者は、次の各号の施設が利用出来るものとする。

なお、第2号に掲げる施設の使用については、利用者が、別途、九州電力株式会社へ利用申込みを行うものとする。

- (1) 電力供給用分電盤（常時電源あり）
- (2) 追加用分電盤

(利用団体の制限)

第4条 水上ステージ等を利用しようとする者は、次の各号の何れかに該当してはならない。

- (1) 特定の政党、その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対する目的として利用するもの。
- (2) 特定の宗教、その他の宗教的団体の宣伝活動等を目的として利用するもの。
- (3) 営利を目的として利用するもの。ただし、実費を参加者から徴収するものについては、この限りではない。
- (4) 利用者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、若しくは、これらと密接な関係を有する者（団体）であるもの。
- (5) その他、水上ステージ等を利用することが適当でないと市が判断したもの。

2 上記のほか、過去の利用において、隣接する勝山公園大芝生広場の利用者、若しくは、近隣住民から苦情等の通報があった団体については、市は、利用申請について、承認しないことが出来るものとする。

(利用手続き)

第5条 第2条及び第3条に規定する施設を利用する場合の申込みは、以下の期日から受け付けを行う。

区 分	申込み可能日
第2条第1号及び8号に規定する事業	期日に制限なし
第2条第2号から第4号に規定する事業	利用日の1年前の月初日から
第2条第5号から第7号に規定する事業	利用日の3ヶ月前の月初日から

2 利用にあたっては、各種申込書（水上ステージ利用申込書兼利用承認書、紫川艇庫利用申込書兼利用承認書、水環境館備品借用申請書）を、水環境館に提出し、承認を受けることとする。

(利用料金)

第6条 水上ステージ等及び付属施設の利用料は、無料とする。

ただし、第3条第2号の施設を利用する場合に必要な費用は、利用者が全額負担するものとする。

(利用許可の取り消し)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消すことができる。

なお、市が利用許可を取り消したため、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責任を負わないものとする。

- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 利用申請に虚偽の記載、その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 大雨警報並びに強風警報発令時など、施設の利用を市が危険と判断したとき。
- (4) 第4条に該当することが判明したとき。
- (5) 市が許可を取り消すことが適当と判断した場合。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、施設の利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは、利用許可を取り消された時は、直ちに現状に回復しなければならない。

(事故等の責任)

第9条 施設使用中に発生した事故等については、使用者がその責任を負い、市は責任を負わない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、その責に帰す理由で使用施設の全部又は一部を滅失、毀損した場合は、損害賠償をしなければならない。

2 使用者は、施設の使用が原因で、市又は第三者に損害を生じさせた場合は、損害賠償をしなければならない。

付 則

本基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

本基準は、平成28年7月8日から施行する。

付 則

本基準は、平成30年2月1日から施行する。

付 則

本基準は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

本基準は、令和6年6月7日から施行する。

紫川水辺活用推進協議会について

◆設置目的

紫川周辺でにぎわいを創出している団体や水辺を活用している団体、周辺商業施設などの関係者と連携して、

- ・紫川周辺におけるイベントの情報共有・情報発信
- ・水辺利用区域等の調整(イベントなど)

を行い、小倉都心部の更なるにぎわいの創出を図る。

◆これまでの協議会での主な議題

- 第1回(R2. 3.27) イベント情報の発信や水面利用のルールづくりに関する意見交換
- 第2回(R2.10.22) 紫川親水広場の活用、リニューアル式典について
- 第3回(R3. 3.30) 紫川親水広場再整備の概要説明
- 第4回(R4. 3.30) 紫川親水広場を含めた水辺のにぎわいづくりについて
- 第5回(R4. 7. 7) 紫川フェスティバル開催の説明と利用調整
- 第6回(R5. 3. 6) イベント情報の発信について意見交換
- 第7回(R5. 9. 4) イベント情報の共有(平成中村座小倉城公演)及び、意見交換
- 第8回(R6. 3.29) 令和5年度実績の振り返りと令和6年度イベント情報の共有及び、意見交換
- 第9回(R6. 7.10) イベント情報の共有及び、意見交換

【連携のイメージ】

